

平成30年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成30年11月5日（月）
開会 午後4時00分 閉会 午後5時15分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
 - (1) 議案第84号 京丹後市いじめ防止等基本方針の一部改定について
 - (2) 議案第85号 丹後機械工業協同組合創立70周年記念事業「阿部先生のおもしろ楽しい不思議なサイエンスショー」の開催に係る後援について
【追加議案 議案第86号】
 - (3) 議案第86号 第1回京丹後市ソフトバレーボール レディース大会の開催に係る後援について
- 7 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る10月期承認について
 - (2) 各課報告
 - <学校教育課・子ども未来課>
 - ① 11月学校行事予定について
 - ② 11月こども園・幼稚園・保育所行事予定について
 - <生涯学習課>
 - ① 京丹後市聴覚障害者交流研修会について（11/9）
 - ② 京丹後市青少年健全育成会講演会について（11/14）
 - ③ 丹後大学駅伝について（11/17）

- ④ 久美浜湾一周駅伝について (11/23)
- ⑤ 各町文化祭・ステージ発表会について (~11/18)

8 会 議 録 別添のとおり (全19頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年11月28日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 久 下 多賀子

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
- 教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
- 子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文
- 文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

こんにちは。ただ今から「平成30年 第16回京丹後市教育委員会定例会」を開会致します。

10月22日の丹後地方教育委員会連合会の視察研修、11月2日の府内市町教育委員会研修会と引き続きお疲れ様でした。地教委連は、中高一貫教育をしている洛北高等学校附属中学校の視察でしたが、学力試験で選抜し、エリート人材を育てようとする学校と、本市のように義務教育としてすべての子どもたちの学力を含めた成長を育もうとするのでは、教育に大きな違いがあると感じてきました。改めて、私たちが進めている小中一貫教育は、目指すところ、方法においても間違っていないことを認識したところです。

最初に表彰関係の紹介をさせていただきます。

この度、京丹後市連合婦人会の会長として永年活躍いただいています安井美佐子様が、社会教育功労者表彰として文部科学大臣表彰を受賞されました。

安井様は、平成20年に京丹後市連合婦人会の会長を務められるとともに、同年からは京都府連合婦人会理事、28年からは副会長を務められています。

この間、男女共同参画や地域の絆づくり、防災活動、子育て支援など、多くの活動に尽力され、その社会教育に対する功績が認められ、京都府からの推薦により、今回の受賞となったものです。今後も、健康に留意されご活躍されますことをお祈り申し上げます。

次に、大宮地域公民館が優良公民館として文部科学大臣表彰を受けました。

地域課題や人づくりを公民館活動の重要な柱と位置付け、各種の講座や学習会を開催するとともに、市民の皆様をはじめ、地区公民館、学校、体育協会など関係団体とも協

力し、支援をいただきながら事業を推進してきた功績が認められたものであり、大変うれしく思っているところです。

今後におきましても、地域公民館は社会教育、生涯学習の大事な組織であることを認識し、気を引き締めて活動をしていかなければいけないと考えているところです。

次に、京丹後市家庭教育支援チームとして活動いただいています、「ほんわか倶楽部たんご」と「あいあい倶楽部やさか」が、地域で子育て支援を積極的に取組む団体として京都府子育て支援表彰を受けました。

子育ておしゃべり会や子育て広場の開催、広報の発行、高校生と赤ちゃんのふれあい交流事業の実施など、幅広い活動が認められたもので、今回の表彰をもって市内6チームのすべてが受賞したことになりました。家庭教育事業として取組んでいるものですが、今後もお世話になっている会員の皆さんと一緒に充実した活動を行っていきたいと考えているところです。

10月から11月はいくつかの学校で取組んでいます研究大会等が実施されています。10月には宇川小学校で全国へき地教育研究大会、いさなご小学校で京都府小学校教育研究会算数科教育研究大会、11月には長岡小学校で京都府教育研究会指定「学力向上システム開発校」研究発表会、網野中学校で京都府中学校教育研究会数学科研究大会が実施されます。それぞれの学校では研究の成果の発表もあり、頑張ってくれていることをうれしく思うところです。

また、オリパラのホストタウンの関係では、10月にはドイツカヌー連盟の本市での事前合宿、先週末からケーブルテレビで放送されていますね、修学旅行誘致のため久美浜高校と一緒に、以前から交流のある韓国のソリョン高校への訪問、先週はスペインカヌー連盟の本市への視察など、いろいろと取組を行っています。オリパラの機会を通じて国際交流を進めようとしているものですが、何分にも外国との交渉事であり難しいことも多く、生涯学習課では苦労をしながら取組んでいるところです。

その他、秋は、文化やスポーツの取組が多くあり、学校では駅伝や発表会、地域では文化祭等、そして教育委員会でも講演会等を行っています。社会環境が目まぐるしく変化している中ですが、様々な取組を通し、子どもたちが成長していってくれること、また社会教育、生涯学習を通して、豊かな社会が形成されることを願い、教育委員会も努力していかなければいけないと考えているところです。

本日は、「京丹後市いじめ防止等基本方針の一部改定について」をはじめ3議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成30年第15回教育委員会（10月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

〈吉岡教育長〉

以上です。ご質問等がありましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それでは、本日の会議録署名委員の指名を致します。

久下委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

〈吉岡教育長〉

議案第84号「京丹後市いじめ防止等基本方針の一部改定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第84号「京丹後市いじめ防止等基本方針の一部改定について」説明をさせていただきます。

京丹後市いじめ防止等基本方針は、平成24年の滋賀県大津市の自殺報道を受け、平成25年6月に国の「いじめ防止対策推進法」が成立し、10月に「いじめの防止等のための基本方針」が策定され、平成26年4月に京都府いじめ防止等基本方針が策定されたことを受けて、京丹後市でも策定したものです。これらの基本方針は策定から3年の経過を目途として、見直しを図るとの規定が設けられており、平成29年3月に国、平成30年4月に京都府の基本方針も改定されています。

これを受けて、京丹後市いじめ防止等基本方針の改定を行うものです。

改定のポイントは、いじめの有無や多寡だけを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、また、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や

組織的な対応が評価される点を明確にし、国・府の方針を参考に京丹後市基本方針を改定したものです。

主な改定か所の意図について説明を行いますので、新旧対照表をご覧ください。

4 ページをご覧ください。(2) いじめの基本認識のところの下線が引いてあります。解釈上、いじめとして扱われない「けんかやふざけ合い」の範囲については、限定的であることをここで明確にしています。

5 ページ中段の下線部分、いじめられている子どもの心理について、調査結果に基づき、具体例を1つ追加しています。

同じく下段の下線部分では、いじめが起こる背景について具体例を挙げ、いじめの予防のためにスクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカーとの連携の必要性を示しています。

8 ページをご覧ください。心理や福祉の専門家についてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと具体的に示しています。

9 ページ上段部分の下線です。いじめの防止のために幼児期の就学前の段階から機会をとらえて、発達段階に応じ幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取組を促しています。

下段では、児童生徒がいじめ防止活動へ主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進することを示しています。

10 ページ中段では、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解できるよう、校内研修を始めとする教育研修等を充実させることを明記しました。下段では、いじめの実態について、各学校が実施したアンケート等をもとにデータベース化を行い、データを分析し、集計結果をまとめた上でいじめの防止策の提案等を行うよう示しています。

11 ページの普及啓発では、具体的な時期、内容を明記しています。

また、発達障害や外国籍の児童生徒への正しい理解の推進を行うとともに、市として必要な対応について周知することを加えています。

いじめの早期発見では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し教育相談体制を整備すること、また、各相談連絡先と併せて市の担当窓口を設置し、周知することを加えています。

12 ページの地域や家庭との連携促進では、学校運営協議会や地域学校協働本部に対していじめに係る状況や対策を報告・議論するなど、教育委員会や学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進することを示しています。

(3) いじめへの対処としては、いじめ問題対策連絡会議等を通じて、教育委員会等と各関係団体との連携を確保し、いじめが発生した状況に合わせて府に支援を要請する。多様な人材の中に、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを具体的に明記しています。

13 ページをご覧ください。スマートフォン等の通信端末が広まる中、利用者の低年齢化により無自覚なまま様々なトラブルに巻き込まれる児童生徒が増えているため、インターネット上のいじめの具体例を示すとともに、そうした事態を未然に防ぐための情報モラル教育、家庭内ルールの啓発の推進を明記しています。

14 ページでは、教育委員会が学校いじめ防止等組織の活動状況を点検するとともに、助言指導を行うこと、いじめ認知や初期対応の在り方について明示しています。

15 ページ上段では、組織的対応の意義を周知し、教職員の意識改革を促すこと、学校の対応について前もって周知する意義を明記し、いじめ加害児童生徒への指導を行う際に成長支援の観点を持つことを基本方針に位置付けています。

下段の学校基本方針の内容例では、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのようにいじめ防止プログラム等を実施するかを定め、目標の達成状況を評価することを促しています。

16 ページでは、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促し、学校基本方針の見直しの過程に、児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築すること、さらに、学校基本方針を各学校のホームページに掲載するとともに、その内容を、必ず、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することを明記しています。

17 ページの組織の設置は、学校いじめ防止等組織の単独設置を基本とすることを明記しています。

下段の役割例では、いじめ防止等組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを周知することを示しています。

18 ページ(1)として、児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ防止等組織の存在及び活動が容易に認識される取組を実施することを促し、(2)では、組織的対応の意義を周知し、教職員の意識改革を促しています。

19 ページの(3)では、学校のいじめ対策の企画立案等について学級担任を含めたすべての教職員が経験できるようにするなど、未然防止、早期発見、事案対処の実行化のため、組織の構成を工夫改善するよう示しています。

20 ページ(1)では、児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進することを示しています。

21 ページの(2)では、学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底すること。また、アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底するよう明記しています。

21 ページの下段からは、いじめの発生しやすい状況やいじめがエスカレートするメカニズムを理解してもらうこと、いじめの早期発見のための児童生徒への理解と関係づくりについて言及し、こうした取組を推進した結果、いじめの認知が増えることは学校評価としてマイナスとはならないということを示しています。

22 ページ中段のいじめに対する措置では、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・対応について、基本方針に定め周知しておく等、情報共有のあり方について示し、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校のいじめ防止等組織と共有すること。特に報告すべき内容を明確化しておくこと。また、いじめを行った児童生徒への指導において「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応もあり得ることを

示しています。

23 ページ（5）は、学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを示し、いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが3か月にわたり見られず本人が苦痛を感じていない2つの要件が満たされるまで、被害者への支援を継続することを徹底することを明記しています。

24 ページ（6）は、いじめの再発の可能性に言及し、予防のために日常観察を継続することを加えています。

同じページの（7）では、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることを示しています。

25 ページの（8）として、学校は学校運営協議会及び地域学校協働本部に対して、いじめに係る状況や対策を報告・議論するなど、いじめ問題に対する地域との連携を図ることを追加しています。

25 ページ下段から次のページにかけては、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたることを徹底させるため、留意点として明確に示しています。

26 ページ下段では、学校いじめ防止等組織は重大事態の内容に応じて専門家を加え調査することを明記しています。

28 ページに留意事項として、児童生徒や保護者からいじめの申し立てがあった時に、いじめ防止等組織による調査を行わないまま、決めつけや先入観でいじめが無かったと結論づけ、情報発信・報道対応することは控えること。また児童生徒の自殺企図などの重大事態が発生した際の報道対応のあり方について報道機関にWHO（世界保健機関）のガイドラインを順守するように求めることを示しています。

最後、必要に応じては、いじめ問題は社会情勢の影響を受けやすいため、適宜見直しを行っていくことにすることを表しています。

少し長くなりましたが、今回の改定について、その意図を中心に説明させていただきました。本日補足資料として、学校教育課長の方から追加の説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

<松本学校教育課長>

失礼します。私の方から、先ほど教育次長から説明させていただいた対照表に基づいて補足説明という格好で、別紙の資料をお配りしています。

私の方から、この資料を用いまして、改定に至った経緯や改定内容を、この資料と新旧対照表を見ていただきながら、よりポイントを絞って説明させていただきます。

最初に、補足資料の2ページをご覧ください。先ほどの教育次長の説明と重複する部分があるかと思いますがご容赦願います。

いじめ防止等に関わる方針整備等については、平成24年7月の滋賀県大津市の自殺報道を発端に、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、10月に国の「いじめの防止等のための基本方針」が策定された経過があります。

国の策定を受け、平成26年4月に京都府いじめ防止基本方針が策定され、本市においても26年6月に、市としてのいじめ防止等基本方針を策定してきています。

国・府・本市の基本方針は、いずれも策定から3年の経過を目途として、必要があれば見直しを図ることとしており、これに基づき、平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定が先行してなされました。さらに本年4月に、京都府の基本方針がおって改定をされています。これらの改定にあわせて、今回、本市のいじめ防止等基本方針の改定を行うこととしたものです。

今回の方針改定の背景や狙いについて少し触れたいと思います。

3ページをご覧ください。児童生徒を対象にした国立教育政策研究所の3年間の追跡調査によると、「仲間はずれ、無視、陰口」のいじめを受けたか、もしくは行ったことのある児童生徒はそれぞれ9割にも上ることが分かっています。この調査結果からは、ほとんどの児童生徒が「いじめ」を経験していると言えるのではないかと考えています。

4ページをご覧ください。このデータは、平成28年度の文科省の生徒指導上の諸問題に関する全国調査結果です。これを見ると、いじめを認知した学校が73%あり、1校当たりの認知件数の平均は、年間8.6件といった報告がなされています。

一方で、いじめが「全くない」と報告した学校が27%と3割近くあり、先ほどの研究所の調査と比較すると、相矛盾しているような状況が見受けられます。こういった大きな乖離があることを受けて、今回一定の見直しがされてきたということです。

5ページをご覧ください。このグラフは、平成28年度の都道府県ごとのいじめの1,000人当たりの認知件数です。ご覧いただくとお分かりのように、都道府県別によっても大きな差が出ている状況です。

平成28年度の調査においては、最多が京都府で1,000人当たり96.8件、最少が香川県の5件です。この間、約19倍もの差が出ています。

また、本市では1,000人当たりのいじめの認知件数が213件で、京都府の約2倍弱多いという報告をさせていただいている状況です。

平成18年度の文科省の問題行動等調査以降、いじめの発生件数ではなく、いじめの認知件数を報告することに改められ、「単にいじめの認知件数が多いのは問題である」ことや、「件数を減らすことが大切である」などと捉えるのではなく、いじめの認知件数が多いのは積極的に取り組んでいる証拠であること、いじめの認知件数を減らすのではなく、いじめの解消率を高めていくことが重要であるとのガイドラインが出されましたが、現状においても、依然としていじめの認知件数については、地域差、学校差が大きく、いじめの問題に対する理解が不十分であることを示していると思われまます。

こうした調査と分析の結果、いじめを積極的に認知し、適切に対応するための方策が各いじめ対策ワーキンググループ等で議論されて、今回の基本方針改定に反映されるに至った経過となっております。

6ページをご覧ください。これは、新旧対照表でいう14ページに該当するものです。改定の一部抜粋ですが、いじめの有無や多寡だけを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、また、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価される点について、国の方針にならい、本市の基本方針に明記

しているという内容になっています。

7ページをご覧ください。いじめを見えにくくする、見落としてしまう要因の一つとして教職員の抱え込みの例があります。教員の熱意が高ければ高いほど「抱え込み」を行い、いじめであるか否かの判定を行うことなく「指導」がなされます。こうした個人の抱え込みは、いじめの問題を悪化させることに繋がるため、改定された国や府の基本方針では、抱え込みを禁止し、いじめ防止等の組織にて対応することが強調されています。

8ページをご覧ください。新旧対照表では18ページになります。

これも改定内容の一部抜粋となります。ここに示しているとおおり、いじめが発生した際、個人での抱え込みや判断を禁止とし、学校いじめ防止等組織と連携し、早期対応に努めることを本市においても、国や府と同様に加えさせていただいています。

9ページをご覧ください。これは、具体的に学校が組織的な対応するためのイメージ図ということでお示しをしているものです。

アンダーラインの部分が、今回の改定によって新たに追加・変更した部分となります。学校は基本方針を定めるだけでなく、その理念やいじめ防止等組織について、入学式や学期ごとなどに児童生徒や保護者に必ず説明することが求められるようになっていきます。

また、学校いじめ防止等組織の構成員としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが加わり、全ての教員がいじめ防止等組織の担当を経験すること、地域との情報連携・協働によっていじめの対応を行うことなどを示しています。これらのことについても、本市の方針改定に反映しています。

10ページをご覧ください。この資料は、法施行後の自殺事案について、第三者委員会が重大事態の検証結果をまとめたもので、公開資料となっています。

この資料では、学校基本方針が教職員に周知徹底されていなかったこと、いじめの兆候を見逃してしまい、いじめと認定をせずに、組織的な対応を怠ったことなど、法に基づく基本方針の不理解が重大事態を招き、二次被害を拡大させたことが調査結果からも明らかになっていることがお分かりになると思います。

これらの背景を踏まえて、本市のいじめ防止等基本方針の改定を、国・府の今回の改定を参酌しながら行ったものです。

11ページをご覧ください。特にポイントとなる点を抜粋して説明させていただきます。

1のいじめの基本認識です。新旧対照表は4ページになります。

これまでの解釈上いじめとして扱われなかった「けんかやふざけ合い」の範囲が今回限定をされました。改定後、けんかやふざけ合いであっても被害性に着目し、いじめの調査対象となり得ることを明記しています。この改定は国や府の改定に合わせて行っています。

続きまして新旧対照表は9ページになります。いじめの防止のために実施する施策について、いじめの防止等のために幼児期より取り組む内容を明記しています。また、児童生徒においては、道徳等の授業だけでなく、児童生徒が自主的に取り組むことができる活

動を推進することも併せて明記しています。

補足資料の12ページをご覧ください。新旧対照表では11ページに該当します。

市や学校として特に配慮が必要な児童生徒についての対応を今回改めて明記しています。平成28年に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を抱えるすべての児童生徒への合理的な配慮と支援を行うことを明記し、また、転入が増えている外国籍の児童生徒への支援を促進し、言語や文化の違いなどのためにいじめを受けることが無いよう明記をしています。

補足資料の13ページをご覧ください。新旧対照表は12ページになります。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、関係機関との連携促進と情報提供などの体制整備について明記しています。放課後児童クラブ等についても今回明記をさせていただいており、学校とはまた別の人間関係がそこでは形成されるため、連携の充実を図る必要があると考えているということを追記させていただいています。

補足資料の14ページをご覧ください。新旧対照表は13・14ページになります。

スマートフォン等の利用者の低年齢化や、インターネットが利用できるゲーム機などの情報端末が多様化し、SNS等に触れる子どもの低年齢化が進んでいます。インターネット上のいじめについて具体例を挙げ、情報モラル教育や家庭内のルールを守る、一つの行為が多大な被害を与える可能性があることなどの啓発の推進について明記しています。

また、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握、検証、指導・助言等について、さきほど少し触れましたが、学校評価においていじめの有無や多寡を評価するのではなく、いじめの早期発見、いじめが発生した際の迅速な組織対応などの取組が評価されることを国や府にならって明記しています。

補足資料の15ページをご覧ください。新旧対照表は14・15ページになります。

学校いじめ防止基本方針の策定についてですが、学校が組織的な対応をするためのイメージ図のところでも触れましたが、学校基本方針に基づく対応を教職員に徹底し、学校の対応をあらかじめ児童生徒や保護者等へ示すことによって、学校生活を送る上での安心感を与えること、子どもたちから信頼を寄せられる組織の運営を行っていくこと、いじめを行った児童生徒への支援を行う際に、成長支援の観点を持つことなどを国や府の基本方針にならって明記しています。

また、学校におけるいじめ防止等に関する措置について、新旧対照表は22ページになりますが、いじめを発見した際、担任や学年などの特定の教職員が問題の抱え込みを行い、学校いじめ防止等組織との連携を怠った際、いじめ防止対策推進法の第23条第1項の規定にある通報の義務違反に当たることについて明記しています。

違反ということですのでかなり強い表現になっていますが、いじめ防止の最も根幹となる部分であり、基本方針にしっかりと定め、学校への周知と徹底を進める必要があると考えています。

補足資料の16ページをご覧ください。新旧対照表は23ページになります。

今回の方針の改定に伴い、いじめの「解消」の定義が詳細に規定されています。いじ

めの解消には2つの要件が必要となりました。1点目は、いじめに係る行為が一定期間止んでいること。2点目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

さらに、これらの要件により、和解や謝罪をもって即いじめの解消となるのではなく、少なくとも3か月以上の見守り期間を経て、いじめを受けた児童生徒が主観的に苦痛を感じていない状態にならなければ、いじめの解消にはならないことになりました。

この改定により、学校はいじめを受けた児童生徒を組織的に徹底的に守りとおし、心の傷を癒すための日常的な関わりなどを一定期間継続する責任を負うことになっています。

補足資料の17ページをご覧ください。

先ほどもありましたが、重大事態の取扱いについてです。これまでからの重大事態の疑いが生じた際の調査の取扱いに加えて、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして取り扱うことについて、これは国と府にも明記をされていますので、本市も明記をさせていただいています。

最後に補足資料の18ページをご覧ください。

先ほど次長からもありましたが、重大事態の情報発信と報道対応のあり方についてです。情報発信を行う際には、正確で一貫した情報提供が必要なため、初期の段階で情報が無いまま、「トラブルや不適切な対応が無かった」とか、「いじめが無かった」と誤解を与える発表を行ってはならないことを明記しています。

また、児童生徒の自殺などの重大事態は連鎖の可能性があることを十分踏まえて、報道機関にはWHOの報道への提言を参考にしよう求めることを今回方針に加えています。

その他、いろいろな文言整理等も今回見直しをさせていただいています。改めまして今回の方針改定は、法施行後の社会状況、子どもたちの命が奪われているといった状況を踏まえて、より具体的かつ明確に整理され、より実効的に取組みが推進されるよう改定されたものと理解しています。本市のいじめ防止等基本方針についても、これらにあわせて方針の点検、見直しを行ったものでございます。

私の方からの補足説明は以上です。

<吉岡教育長>

議案第84号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

大変具体的で実効性のある中身に変えていただいていると思います。ただ、これがみんなに浸透していかないということが一番の問題ではないでしょうか。京丹後市の「いじめ防止基本方針」があるのですよというだけでは、このことは浸透していかないと思

いますので、さらに何か考えておられることがありましたらお願いします。

〈松本学校教育課長〉

おっしゃいますように、この方針が絵に描いた餅になるようでは、何の意味もないと考えています。

特に重要なのは、実際にいじめを抱える現場の先生方がこれをしっかり踏まえていただいて、適切に子どもたちに対応していくことが非常に重要ではないか、なおかつ、これを徹底することが、一方では先生方を守っていくということにも繋がるのではないかと考えています。

ですので、26年度に策定した時には、学校の方針のひな形もお示ししながら下しましたし、今回も、この方針策定後は、より具体的に学校に下していくことが、一番重要だと考えています。これを受けて学校の方針も見直していただかないといけませんので、校内への下し方については、より丁寧に下していただけるように、学校教育課の方では現在考えています。

〈久下委員〉

12ページに、発達障害のある児童生徒のことと外国籍の児童生徒のことが書いてあります。大変このあたりは気になるところですが、「診断の有無に関わらず」と書いてあります。もちろん診断を受けたという子どもさんもおられると思いますが、この「有無に関わらず」というのは、どのように判断されるのですか。

〈松本学校教育課長〉

就学指導の中でも出てきますが、発達障害と言っても様々で、広範囲にわたります。その中で、実際に発達障害の中での分類の診断を受けている子どももいれば、診断がなくてもそういった見立てで指導にあたっているというケースもあります。そういった意味での診断があるないに関わらず、発達障害等の課題のある児童生徒への対応としては、一定の配慮を入れるという意味合いで捉えています。そういう意味での診断書があるないというふうな意味で今回入れさせていただいています。

〈松本総括指導主事〉

久下委員もご存知かと思いますが、今、自閉情緒学級というのが新たに設置されており、特別支援学級の中に自閉情緒学級が設置されているので、基本的に診断名がある子どもたちが入っていますが、発達障害等で通級の指導を受けているお子さんたちの多くは診断名がなく、疑いのあるところのお子さんたちについても通級の指導を受けていますし、また、通常学級にいて、疑いがあるけれども保護者や本人の同意がないので通級指導を

していない児童生徒もいますので、支援学級、通級、通常学級、全部含めた形で、そういう部分にケアをしていくという意味だと思っています。

<田村委員>

より具体的に細かく改定をされているので、このように進んでいただければと思っています。

教員の抱え込みについて、もう少しお話を伺いたいのですが、これが起こる原因は、熱心な先生、熱心な故にということなのですが、職員室の中で自分のクラスに問題があるということが言いにくいというような状況があったり、そういう風通しの悪さがあると、こうやって改定をしてもなかなか上手く事が流れていかないようなことがあるので、もしもいじめの疑いがあるのだったら、教員の中でしっかり共有をして、抱え込むということがないようにしていただきたいと思います。子どもが出すSOSというのは、本当にわずかで小さい場合もある。大きな暴力事件等が起これば把握はしやすいが、そういったところをより細かく先生に見ていただくよう要望したいと思います。

<松本学校教育課長>

ありがとうございます。その件に関しては、先ほどデータでお示したように、本市の場合は組織的に対応がなされている状況で、府以上の認知というようなことで、みんな組織的に、子どもたちの少しの変化も見逃さないような対応を心掛けていただいています。それは現に、先ほど言いました数値で表れているのではないかと捉えていますので、今の状況を一定維持しながら、よりこの方針に書いたような取組を進めたいと考えています。

<久下委員>

組織的に対応する学校のイメージの中に、各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの先生が対応してくださるようになっているかと思うのですが、今、京丹後市に何名いてくださって、何名動ける状態なのでしょうか。

<松本学校教育課長>

スクールカウンセラーにつきましては中学校に6人、小学校に1人の合計7人と、ソーシャルワーカーについては2人です。

<松本総括指導主事>

併せて、いずれも学校での積極的な活動を図っていくということで、スクールカウ

セラー及びスクールソーシャルワーカーについては、各校年4回なのですが、積極的な連携を図る観点から、そうしたある程度の回数的な縛りも入れつつ活用を促しているところです。

<吉岡教育長>

常勤ではないので、いじめだけではなく不登校等、今後もいろいろな相談にのっていただけるよう、京都府の方にはスクールソーシャルワーカーの増員を要望しています。国の方はそういう方向で動いているのですが、全ての市町にそれが平等に配置されるかどうか分からないので、それについては十分要望もしていきたいと思っています。

<田村委員>

基礎的なことを聞いて申し訳ないのですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いについて、それぞれどういう免許を有しているのか、医学的な免許を有しているのかというあたりの説明をお願いします。

<松本学校教育課長>

資格としては、カウンセラーは臨床心理士、ソーシャルワーカーは社会福祉士という位置付けになります。

<安達委員>

子どもたちは、学校では先生のもとで生活していますが、放課後児童クラブにもたくさん子どもたちが行っています。そういった所でいろいろな問題が起こった場合の連携と言うか連絡は、どのようにされているのか教えて下さい。

<松本学校教育課長>

現状ですと、放課後児童クラブ自体を委託をしていますので、何かトラブルがあった場合は、委託会社と連携して、情報を学校なり教育委員会の方に入手をさせていただいて実際に対応にあたったというような状況があります。その辺を今後も継続、強化しながら、今回ですといじめの対応にはしっかりあたっていくというようなところで、過去にはそういう連携の形がありました。これからもそういった強化を図っていくということで、今回ここに書かせていただいたということです。

<安達委員>

「強化」というのは、放課後児童クラブの先生が、総括先生と直接相談をして、そして、子どもは学校で指導を受けるという形でしょうか。

〈松本学校教育課長〉

基本的には、会社という組織がありますので、会社等との連携にはなろうかと思いますが、具体的な特性等につきましては、先生との対応も必要があればされているような状況もあります。

〈田村委員〉

また要望になるのですけれども、解消の定義についてです。一応、3か月を目途にということと、本人が心身の苦痛を感じていないという2つをあげておられますが、やはり根深いものもあったり、それ以上のところは絶対にあると思いますので、3か月を過ぎたからとか、本人がそう言っていないからではなく、もっと深い経過観察というあたりをお願いしたいと思います。

〈松本学校教育課長〉

その考え方について少し補足させていただきます。あくまでも概ねという捉え方をしていただいたら良いかと思います。3か月经ったらそこはもう見ないということではなくて、一つの目安として3か月と、今回国の方も示されています。ただ、事象によって引き続きケアが必要な場合は、その3か月に捉われずに、一定の解消が見込めるまでは継続する、ということも含めた一つの3か月という捉え方をしていますので、当然丁寧に見ていく必要があると考えています。

〈安達委員〉

いじめの相談窓口を、学校教育課と市民課に置くということになっていますが、そこで実際に対応する職員は、ソーシャルワーカーとかカウンセラーの方ではなくて、職員がされるのですか。

〈松本学校教育課長〉

この京丹後市の方針は、市としての基本方針という意味合いで、市の担当部署、なおかつ身近な学校現場の所管課である学校教育課が担当課ということで、2つの柱で行っています。対応は、市民課の方には専門家がいるかと言ったらそういう状況にはありません。そこは連携をさせていただくつもりでいます。学校教育課には臨床心理士を配置していますので、そこは窓口を広く設けて、市民課に連絡があればすぐこちらと情報共

有もしながら、より専門性が必要なケースだとしたら、そこは判断を入れて専門家が対応をする、というような体制で考えています。

<野木委員>

今回は一部改定というテーマですが、従来のものを改めてお伺いさせていただきます。21ページの重大事態発生時の調査・報告等の流れについて、これはおそらく以前、26年ぐらいに説明を受けているとは思いますが、改めてお伺いします。

重大事態発生で、学校から教育委員会、市長まで話が流れて、市長が必要であると認める場合、その後に「いじめ問題調査委員会」というのが設置されると。そこまで行った時に、全ていじめ問題調査委員会に委ねられて、教育委員会から手が離れると言ったら語弊があると思いますが、教育委員会とは関係なく調査委員会が動き出して、市長や議会という所で問題を調査し解決に向かうのか、それとも、当然フィードバックさせて、教育委員会の方でも改めて問題解決をしていくのか。この市長から先の時にどのような流れになっていくのかを説明してほしいのですが。

<吉岡教育長>

重大事態が発生した時の対応について説明をお願いします。

<松本学校教育課長>

資料でいくと、新旧対照表の1ページ前をご覧ください。重大事態発生時の調査・報告等の流れという資料を、より明確にわかるように今回新たに追加させていただいています。

まず、重大事態が発生した場合は、学校から教育委員会にすぐさま報告があります。調査主体につきましては、学校が対応するか、あるいは教育委員会の附属機関が対応するか、状況によって判断します。

先ほどご質問いただきました、市長が出てくる場所です。重大事態が発生したら必ず市長に報告する必要があります。その報告を、調査結果も兼ねてさせていただいた時に、市長の方からこれでは不十分だというふうな判断が入った場合は、市長の附属機関である、この「いじめ問題調査委員会」が動き出すということです。ですので、そういった場合は、大津市のモデルが発端になっています。大津が非常にクローズドの中で動いて、生徒が死んでしまったという事象を受けて法律ができていますので、そういった中で、市長の調査委員会が動くのは、一定教育委員会の調査では不十分だという結果が出た時に動くという状況になります。

<野木委員>

分かりました。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第84号「京丹後市いじめ防止等基本方針の一部改定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第85号「丹後機械工業協同組合創立70周年記念事業 阿部先生のおもしろ楽しい不思議なサイエンスショーの開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第85号「丹後機械工業協同組合創立70周年記念事業 阿部先生のおもしろ楽しい不思議なサイエンスショーの開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、丹後機械工業協同組合が、ものづくりを通じて地域経済を支えていく中で、丹後地域の将来を考えた時、子どもたちの理科離れに歯止めをかけなければならないという思いから、サイエンスショーを機に、理科や科学に興味を持つ子を増やしていくこと目的に、開催するものです。

開催日は12月1日（土曜日）で、事業内容は、サイエンスインストラクターで、防災士としても有名な、阿部清人氏による、サイエンスショー、身近なものを使っての不思議、面白科学実験を行うというものです。

参加対象は、丹後2市2町の小学生と保護者、会場は丹後文化会館で入場は無料です。

主催は丹後機械工業協同組合、共催は錦織米市翁顕彰会、公益財団法人京都産業21、株式会社京都銀行、京都北都信用金庫、後援予定は、宮津市教育委員会、与謝野町教育委員会、伊根町教育委員会、申請者は、丹後機械工業協同組合理事長 山本正氏です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第 85 号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第 85 号「丹後機械工業協同組合創立 70 周年記念事業 阿部先生のおもしろ楽しい不思議なサイエンスショーの開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を 1 件準備しております。

議案第 86 号「第 1 回京丹後市ソフトバレーボール レディース大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第 86 号「第 1 回京丹後市ソフトバレーボール レディース大会の開催に係る後援について」説明をさせていただきます。

この事業は、「いつでもどこでも気軽に楽しむことができるスポーツとして、体力づくりと健康の増進を図るとともに、ソフトバレーボール愛好者の交流と親睦を深めること」を目的とし、新たに女性を対象としたソフトバレーボールの大会を開催するものです。

開催日は、12 月 9 日（日曜日）で、参加対象は、女性チームで、京丹後市及び近隣市町村在住または在勤の社会人、会場は、弥栄社会体育館です。

主催は、京丹後市ソフトバレーボール協会、後援は、京丹後市体育協会、申請者は、

京丹後市ソフトバレーボール大会会長、安田稔氏です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第86号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第86号「第1回京丹後市ソフトバレーボールレディース大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて、4のその他ということで諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る10月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 11月学校行事予定について
- ② 11月こども園・幼稚園・保育所行事予定について

<生涯学習課>

- ① 京丹後市聴覚障害者交流研修会について（11/9）
- ② 京丹後市青少年健全育成会講演会について（11/14）
- ③ 丹後大学駅伝について（11/17）
- ④ 久美浜湾一周駅伝について（11/23）
- ⑤ 各町文化祭・ステージ発表会について（～11/18）

<吉岡教育長>

全体を通して、何かご質問等がありませんか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

特にないようでしたら、以上で第16回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。
ご苦勞様でした。

<閉会 午後5時15分>

[11月臨時会 平成30年11月19日（月） 午後2時00分から]